

利用単位・料金表

(a) 基本サービスの利用単位

通所介護費（通常規模）

介護度別	①3時間30分（1回当り）	②6時間10分（1回当り）	/
サービス提供時間	9時50分～13時20分	9時50分～16時00分	
要介護1	368単位	581単位	
要介護2	421単位	686単位	
要介護3	477単位	792単位	
要介護4	530単位	897単位	
要介護5	585単位	1,003単位	
加算		加算の内容	
個別機能訓練体制 加算Ⅰイ・Ⅰロ	56単位・85単位	計画に基づいて個別機能訓練を行っている場合1日につき算定する。	
入浴介助加算Ⅰ	40単位	入浴した回数ごとに算定する。	
栄養アセスメント・ 栄養改善体制加算	150単位	低栄養状態の改善を目的として個別的に実施した場合3ヶ月以内の期間に限り1月に2回を限度に算定する。	
口腔機能向上 加算	150単位	口腔機能の向上を目的として個別的に実施した場合3ヶ月以内の期間に限り1月に2回を限度に算定する。	
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	22単位	介護職員に介護福祉士を一定割合確保しサービス提供の体制強化を行う加算。	
口腔 栄養 スクリーニング加算	5単位	毎月の身長、体重を計測して、BMIと管理栄養士の助言内容をケアマネージャーに報告した場合6ヶ月に1回を限度にして算定する。	
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	5.9%	利用された提供単位数×5.9%×介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者様負担（支給限度額管理の対象外）。	
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	1.2%	利用された提供単位数×1.2%×介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者様負担（支給限度額管理の対象外）。	
介護職員等ベース アップ等支援加算	1.1%	利用された提供単位数×1.1%×介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者様負担（支給限度額管理の対象外）。	
中重度者ケア 体制加算	45単位	介護職員及び看護職員を一定割合確保し、要介護者のケアの充実を図る加算。	

※ 単位数単価は、各単位数に10.14円を乗じた金額となります。また、サービスを利用される方の利用者負担は、介護保険負担割合証に記載されている割合となります。

※ 介護給付費体系の変更があった場合には、単位数・料金は変更されます。

(b) 介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料金

<p>食 費</p>	<p>昼食代 : 550 円 (おやつ代含む) 行事食 : 1,100 円 ~ * 午前 10 時以降にお休みの連絡をいただいた場合は、キャンセル料として上記費用をいただきます。 * レクリエーション活動の一環として昼食を作る場合は、材料代実費が必要となります。</p>
<p>そ の 他 実 費 (自 己 負 担 金)</p>	<p>レクリエーション・手芸・趣味活動等にかかった材料代実費 事業所で用意してある紙おしめ等を使用された場合の実費 (紙パンツ M 1 枚 67 円、L 1 枚 75 円、LL 1 枚 84 円、パット 小 1 枚 22 円、大 1 枚 39 円、紙おしめ M 1 枚 77 円、L 1 枚 89 円) 写真代(デジカメプリント L 判 1 枚 50 円、LL 判 1 枚 110 円、 A4 判 1 枚 210 円) 喫茶代(コーヒー・紅茶・ジュース等各 60~110 円) 衛生器具代(歯ブラシ 110 円、保湿クリーム 220 円) 口座振替手数料(55 円)</p>
<p>特 別 な 場 合 に 別 途 必 要 と さ れ る 料 金</p>	<p>事業所の実施地域以外の地域に居住される方への送迎サービスについては、以下の料金が必要です。 1, 実施地域を越えて片道 5 k m 未満 1 回につき 400 円 2, 実施地域を越えて片道 5 k m 以上 1 回につき 500 円 ※ 通常の事業の実施地域は、岡山市(南区旧灘崎町・南区藤田、興除・芳泉・福浜・福南・芳田中学校区)、玉野市、早島町、倉敷市(郷内・多津美・東陽中学校区)の区域です。</p>

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

※ 上記(a), (b) の料金・費用は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、現金または口座振替にてお支払いください。